

2025年10月21日

各 位

会社名 株式会社ノースサード
代表者名 代表取締役社長 CEO 前田 知 紘
(コード番号: 446A 東証グロース市場)
問合わせ先 専務取締役 CFO 小久江 省 隆
TEL 03-6263-0452

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年10月21日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に
伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 9,000,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2025年11月5日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025年11月13日(木曜日)(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社、岡三証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、公募による募集株式のうちの一部が、大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (7) 申込期間 | 2025年11月14日(金曜日)から
2025年11月19日(水曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。なお「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 払 込 期 日 2025年11月20日(木曜日)
- (10) 株 式 受 渡 期 日 2025年11月21日(金曜日)
- (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 下記2.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお「新株式発行並びに株式売届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 8,220,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区
前田 知紘
2,400,000株 |
| | 東京都中央区
佐々木 耕平
1,632,000株 |
| | 東京都江東区
加藤 博己
1,632,000株 |
| | 東京都豊島区
小松 亮太
1,632,000株 |
| | 東京都中央区晴海三丁目13番2号
株式会社グーニーズ
600,000株 |
| | 東京都中央区
河野 智晃
324,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定（発行価格等決定日に決定される予定）
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格
と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社に
全株式を買取引受けさせる。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格
と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額
の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.
における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同
一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位
と同一とする。 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日
と同一とする。 |
| (9) | 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本売出しも中止され
る。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,580,000 株
なお、売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 2,580,000 株 (上限) |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定 (発行価格等決定日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
| (8) 上記1.の募集株式数又は上記2.の売出株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における1.の募集株式数と2.の売出株式数との合計数の15%となる数(100株未満切り捨て)に読み替える。 | |
| (9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合、又は上記2.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

4. 引受人に対する指定販売先への売付け要請(親引け)の件

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち141,500株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数 当社普通株式 9,000,000株

売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 8,220,000株

② オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限2,580,000株

(2) 需要の申告期間 2025年11月6日(木曜日)から
2025年11月12日(水曜日)まで

(3) 発行価格等決定日 2025年11月13日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申込期間 2025年11月14日(金曜日)から
2025年11月19日(水曜日)まで

(5) 払込期日 2025年11月20日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 2025年11月21日(金曜日)
(上場(売買開始)日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2025年12月19日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から2025年12月19日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	60,000,000株
公募増資による増加株式数	9,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	69,000,000株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 9,480 百万円については、今後のコンサルタントの採用、当該採用により増加する人件費、及びコンサルタントの増加に伴い必要となるオフィス増床等に伴う費用に充当する予定です。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業拡大と安定的な財務体質の強化のため、現時点では配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元的重要性について認識しております。今後、収益力の強化や事業基盤の整備を進め、内部留保の状況や当社を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施する方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益力、競争力強化のための投資の原資とし、今後の事業の展開に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行っていきたくと考えておりますが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期
1株当たり当期純利益	31.80円	13.66円	32.91円
1株当たり配当額	220.00円	－円	－円
(1株当たり中間配当額)	(－)	(－)	(－)
実績配当性向	691.8%	－%	－%
自己資本当期純利益率	9.5%	126.2%	96.5%
純資産配当率	65.9%	－%	－%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

3. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数であります。

4. 当社は2025年9月8日付で株式1株につき60株の分割を行っておりますが、2024年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 上記4の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023年1月期の各数値（1株当たり配当額については全ての数値）についてはESネクスト監査法人の監査を受けておりません。

	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期
1株当たり当期純利益	0.53円	13.66円	32.91円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	3.67円 (-)	-円 (-)	-円 (-)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお「新株式発行並びに株式売届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。